

長崎市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

長崎市

2 認知症高齢者への支援

認知症施策については、令和5年6月に認知症の人が尊厳をもってその人らしい安心した生活を送ることができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。今後、国や市町村は認知症高齢者及びその家族その他認知症高齢者と日常生活において密接な関係を有する者（以下、「家族等」という。）の意見を聴きながら計画的に推進する方針が示されています。

高齢者の約5人に1人が認知症といわれており、さらなる高齢化の進展により、今後の認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

また、認知症のかたを単に支えられる側と考えるのではなく、認知症のかたが認知症とともによりよく生きていくことができる地域づくりが求められます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ地域のよりよい環境で自分らしく安心して生活を続けていくことができるよう、認知症のかたや家族等の視点を重視し、新オレンジプランや認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症施策を推進します。

【長崎市の認知症施策における取組み方針】

○認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、本人発信支援

在宅の認知症高齢者が増えることが見込まれることから、認知症のかたやその家族等の身近な理解者となる「認知症サポーター」や認知症高齢者の見守りなど地域の支援者として地域活動を行う「認知症サポートリーダー」の養成を継続します。

また、地域で暮らす認知症本人と、認知症ケアパスの周知・普及等認知症への理解を深める取組みを進めます。地域で暮らす認知症のかたが、認知症になっても希望を持って暮らすことができている姿を発信し、社会参加ができるよう支援します。

○認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

認知症地域支援推進員と主治医や専門医療機関、認知症疾患医療センター^{*}、長崎県作業療法士会などと連携し、軽度認知障害（MCI）対策や認知症の早期発見、早期段階における診断と、状態に応じた医療と介護の連携を推進します。

※認知症疾患医療センター・・・長崎県から認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関

○若年性認知症施策の強化

若年性認知症のかたとその家族等が、地域で安心して暮らしていけるよう、長崎県認知症サポートセンター（若年性認知症支援コーディネーター）や基幹型認知症疾患医療センター（長崎大学病院）等の様々な関係機関と連携を図り、必要な支援に取り組みます。

○認知症のかたの家族等への支援

認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を行うほか、認知症のかたやその家族等が地域住民や専門家と相互に情報を共有し、障害を理解し合う認知症カフェの充実等により、家族等の孤立防止と介護負担の軽減につなげるとともに家族等を支える体制づくりを推進します。

○認知症などの高齢者にやさしい地域づくり

認知症高齢者のひとり歩き行方不明者の早期発見・保護につなげられるよう、介護事業所等の協力による徘徊高齢者等SOSネットワーク事業をはじめとした搜索協力の各種内容を家族等に情報提供するとともに、庁内外で連携して対応します。

また、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進など、認知症のかたの尊厳や権利を守るための取組みについては、認知症本人の意向を尊重しつつ、身近な地域で多様なネットワークにより展開されるよう推進します。

○認知症予防につながる取組みの推進

認知症スクリーニング検査を様々な場面で実施し、MCIの早期発見に努めます。

また、運動不足の改善や糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、保健分野とも連携した生活習慣病対策や、自主グループや老人クラブ、通いの場等へ参加やボランティア活動等、各々のライフスタイルに応じた社会参加を促進します。

○認知症のかたやその家族等の視点の重視

認知症のかたが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症のかたやその家族等の意向を尊重しながら、必要とする生活支援について認知症サポートリーダーをはじめ地域の支援者となつながら、支援します。

また認知症ケアパスを活用し、家族等が認知症に気づいた時に身近に相談できる認知症地域支援推進員やかかりつけ医など、様々な相談窓口の周知と連携の充実に取り組みます。

○認知症高齢者の権利擁護

認知症高齢者の権利擁護のため、地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続するために、本人の意思決定を支援します。

高齢者虐待は様々な要因が重なって発生しますが、要因のひとつに認知症があります。高齢者虐待に関する相談窓口の周知や養護者支援、福祉関係者への研修等により、支援体制を整えます。

また、認知症高齢者の権利や財産が守られるように、成年後見制度の相談窓口を明確にし、不足している後見人等の人材を確保することで、適切なタイミングで成年後見制度の利用ができるように支援します。

第9期計画においても、「認知症総合支援事業」、「認知症地域支援体制整備事業」、「認知症高齢者の権利擁護」を三つの軸として、認知症高齢者への支援を計画的に推進していきます。

【実施する事業など】

- (1) 認知症総合支援事業
 - (認知症地域支援推進員の配置)
 - (認知症初期集中支援チーム事業)
 - (認知症カフェ)
- (2) 認知症地域支援体制整備事業
 - (認知症サポーター養成講座)
 - (認知症サポートリーダー養成講座)
 - (徘徊高齢者等SOSネットワーク事業)
 - (徘徊高齢者等家族支援事業)
- (3) 認知症高齢者の権利擁護
 - (高齢者虐待防止に向けた取組み)
 - (成年後見制度の利用促進に向けた取組み)